○懲戒処分等の基準に関する達

昭和53年7月10日 航空自衛隊達第21号 航空幕僚長 空将 竹田五郎

改正 昭和61年2月10日 航空自衛隊達第5号 昭和62年3月16日 航空自衛隊達第13号 平成6年4月7日 航空自衛隊達第19号 平成22年8月10日 航空自衛隊達第29号 平成27年9月28日 航空自衛隊達第21号 平成30年3月19日 航空自衛隊達第4号 令和 2年2月27日 航空自衛隊達第4号

懲戒処分等の基準に関する達を次のように定める。

懲戒処分等の基準に関する達

(趣旨及び適用)

- 第1条 この達は、航空自衛隊における懲戒処分、訓戒及び注意(以下「懲戒処分等」という。)の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めるものとする。
- 2 自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。)第76条第 1項、第78条第1項及び第81条第2項の規定に基づき出動を命ぜられたと き、並びに同法第77条及び第79条第1項の規定に基づき出動待機命令が発 せられたときの基準については、別に定めるところによるほかこの達の定める ところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)懲戒権者等 任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号。以下「訓令」という。)第46条第1項、第47条第1項、第50条、第73条第1項、第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づき航空自衛隊において懲戒処分の権限を有する者(以下この号において「懲戒権者」という。)並びに訓戒等に関する訓令(昭和31年防衛庁訓令第33号)第2条第1項の規定に基づき、懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。
 - (2) 重処分 免職、降任、6日以上の停職又は減給合算額が俸給月額の3分の 1を越える減給をいう。
 - (3) 軽処分 5日以内の停職、減給合算額が俸給月額の3分の1を越えない減 給又は戒告をいう。
 - (4) 加重 規律違反の態様(以下「違反態様」という。)の上限より、懲戒処 分等の種別又はその程度を重くすることをいう。
 - (5) 軽減 違反態様に応ずる処分下限より、懲戒処分等の種別又はその程度を 軽くすることをいう。

(懲戒権者の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うにあたつては、その本旨にかんがみ、いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に着意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もつて懲戒処分等の適正を期さなければならない。

(懲戒処分等の種別)

第4条 懲戒処分等の種別は、免職、降任、停職、減給、戒告のほか、訓戒及び 注意とする。

(懲戒処分等の軽重)

- 第5条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条記載の順序による。
- 2 降任については、2級下位の階級又は職務の級にくだすもの、停職について は当該停職処分の期間が長期のもの、減給については減給率が大きいものを重 いとする。

(免職の適用の基準)

第6条 免職は、職務の遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事事犯に該当する規律違反等、自衛隊に対し著しい不利益を与える規律違反を を行つた者に対して適用する。

(降任の適用の基準)

第7条 降任は、免職には該当しないが、これに次いで重大な規律違反で、かつ、 違反者の当該階級等に著しくふさわしくない規律違反を行つた者に対して適用 する。

(停職の適用の基準)

第8条 停職は、降任以上には該当しないが、重大な規律違反を行つた者に対し て適用する。

(減給の適用の基準)

第9条 減給は、停職以上には該当しないが、比較的重大な規律違反を行つた者 に対して適用する。

(戒告の適用の基準)

第 10 条 戒告は、減給以上には該当しないが、比較的軽微な規律違反を行つた者 に対して適用する。

(訓戒の適用の基準)

第11条 訓戒は、懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った者に対して適用する。

(注意の適用の基準)

第12条 注意は、訓戒を行うまでには至らないが、不問に付することが適当でない極めて軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(違反態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第13条 違反態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第14条 規律違反を教唆し、扇動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、

当該規律違反を行つた者に対する懲戒処分等に準じて行う。

2 集団による規律違反を教唆し、扇動し、又はほう助した者に対する懲戒処分 等は、当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて行う。

(懲戒処分等の加重等)

- 第15条 規律違反が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。
 - (1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合
 - (2) 二人以上共謀して規律違反を行つた場合
 - (3) 集団による規律違反を主動した場合
- 2 既往処分が戒告以上については1年、訓戒については6か月の期間内において規律違反を重ねた場合又は期間にかかわらず既往処分等と同一の規律違反を 生起させた場合は、懲戒処分等を加重することができる。
- 3 懲戒手続中(施行規則第73条第1項に規定する被疑事実通知書を交付してから施行規則第77条第3項の懲戒処分宣告書若しくは訓戒等に関する訓令第3条の訓戒書又は注意書を交付するまでの間)に規律違反を重ねた場合は、懲戒処分等を加重することができる。
- 4 2以上の規律違反を行った者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、それぞれの処分基準を合算する。

ただし、同一の規律違反を複数回重ねた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、規律違反の回数等を考慮事項として、処分を重くすることとし、その処分基準について単に全部を合算しない。

5 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が 他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反について の処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

- 第 16 条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等 を行わない。
 - (1) 天災地変等不可抗力に基づく場合
 - (2) 正当防衛の場合
 - (3) 緊急避難の場合で隊員としての義務に違反しない場合
 - (4) 心神喪失の場合(本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。)
- 2 違反者が次の各号の一に該当する場合は、情状をしやく量し懲戒処分等を軽減することができる。
- (1)極めて困難な任務遂行中の場合
- (2) 過剰防衛の場合又は過剰避難の場合
- (3) 心神耗弱な場合(本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。)
- (4) 平素の勤務態度が優良な場合
- (5) 自首した場合
- (6) 改しゆんの情が顕著である場合
- (7) 未遂の場合
- (8) その他軽減すべき相当の理由がある場合

- 3 次の各号に該当する者が、営内生活等の不慣れに起因する規律違反を行つた場合は、その者に対する懲戒処分等は、前項に定めるところによるほか、更に 軽減することができる。
- (1) 2 等空士又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用され、6 か月を経過しない場合
- (2) 行政職俸給表(一)の1級及びこれに対応する訓令の別表に定める各俸給表の職務の級の事務官等として採用され、6か月を経過しない場合

(別表に定めのない規律違反に対する懲戒処分等)

- 第 17 条 懲戒権者等は、別表に定めのない規律違反に対する懲戒処分等を行うに あたつては、次に掲げる事項を考慮して、自衛隊の規律の維持の見地から公正、 かつ、相当と判断される懲戒処分等の種別及び程度を決定しなければならない。
 - (1) 違反態様
 - (2) 違反行為の原因、動機、状況及び結果等
 - (3) 違反者の違反行為の前後の態度等
 - (4) 違反者の既往処分歴
 - (5) 違反者の社会的環境
 - (6) 選択する懲戒処分等の種別及び程度の部内外に及ぼす影響等 附 則
- 1 この達は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 懲戒処分等の基準に関する達(昭和35年航空自衛隊達第43号)は、廃止 する。
- 3 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。 附 則(昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄)
- 1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。
- 2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。 附 則(昭和62年3月16日航空自衛隊達第13号)
- 1 この達は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。 附 則(平成6年4月7日航空自衛隊達第19号)
- 1 この達は、平成6年5月10日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。 附 則(平成22年8月10日航空自衛隊達第29号抄)
- 1 この達は、平成22年8月10日から施行する。
- 2 この達の施行前にした規律違反に対する懲戒処分等は、この達第6条の規定 による改正後の懲戒処分等の基準に関する達第16条第3項の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月28日航空自衛隊達第21号)

- 1 この達は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。 附 則(平成30年3月19日航空自衛隊達第4号)

- 1 この達は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。 附 則(令和2年2月27日航空自衛隊達第4号)
- 1 この達は、令和2年年3月1日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

別表(第13条、第17条関係)

1 職務に関する違反

違	反	態様	処分基準	適用基準等
(1) 特別勤	重	大 な 場 合	重 処 分 (減給を除く。)	1 この処分基準は、特別 勤務についている隊員が 職務上の義務違反行為を 行つた場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場 合」又は「軽微な場合」 のいずれに該当するかは、
務上の違反	軽	微 な 場 合	軽 処 分	違反行為の原因、動機、 状況及び結果、特別勤務 の種類、違反者の地位及 び階級並びに部内外に及 ぼす影響等を考慮して 断するものとする。 3 「特別勤務」とは、 当 直勤務、警衛勤務、保安 巡察勤務及び不寝番勤務 等をいう。
	傷	重大な場合	免職	1 この処分基準は、隊員 が上官及び特別勤務者に 対して、次に掲げる行為 を行つた場合に適用する。
	害	軽微な場合	1月以上の 停 職	(1) 傷害 (2) 暴行又は脅迫 (3) 上官及び特別勤務者 の命令指示等に対する
(2) 上官等 及び特別	暴 行 又	重大な場合	免職	反抗又は不服従 (4) 暴言、名誉毀損又は 侮辱
勤務者に 対する反 抗不服従 等	は 脅 迫	軽微な場合	停職の重処分	2 上官以外の上位の階級 を有する者に対して前項 に掲げる行為を行つた場 合は、この基準に準じて

	1	1		I
反抗不	極めて 重大な場合	免		職
服従	重大な場合	停 重	職処	の 分
	軽微な場合	停 軽	職処	の 分
暴言	極めて 重大な場合	免		職
、 名 誉	重大な場合	停 重	職処	の 分
毀損又は侮辱	軽微な場合	軽	処	分

処分を行うことができる。 3 上官とは、指揮系統上 の上位にある者をいう。 また、上官等とは、上官 のほか、階級又は官職(下「階級等」という。)を 問わず一時的又は特定の 職務についてのみ指揮系 統上の上位にある者及び 上官以外の上位の階級等

を有する者をいう。

- (1) 傷害
- ア「重大な場合」
 - (ア) 刃物又はこれに相当する凶器(以下「刃物等」という。)を用いて傷害を負わせた場合
 - (イ) 殺意をもって暴行 を加え、傷害を負わ せた場合
 - (ウ) 職務に支障を来す 程度の傷害を負わせ た場合
 - (エ) 傷害を負わせた結

果、公務の運営に主せた場合 (オ) 侮辱的な虐待行為を加え、傷年を負わせた場合 イ「軽微な場合」 暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・重大な場合 (ア) 異行を加えた場合 (グ) 異行を加えたる合 (グ) 教をした電どのを生ごをして、場合をして、場合 (エ) といるのを生じいなられるを呼い、な支障を解析である。 (本) といるのでは、なった場合 (エ) といるのでは、なった場合 (エ) を強いないないでは、なった場合 (エ) を強いないないでは、なった場合 (ア) 暴行をした場合 (グ) を近れて服従ぎに場合 (グ) 反抗不服できるといるでは、場合 (グ) 反抗不服できるといるといるでは、場合 (グ) 反抗不服のできるといるといるでは、場合 (グ) 反抗不服があるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		
た場合 (木) 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合 イ 「軽微な場合」 暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物加えた場合 (7) 刃物加えた又は脅迫をした場合 (4) 殺意をした場合 (5) 暴行を加えた又は脅迫をした場合 (6) 暴行を加えた、大な障を生じさせた場合 (7) 展行を加えた場合 (1) 解析を加えた場合 (1) 解析を加えた場合 (1) 解析を加えた場合 (1) 展前をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 (7) 反抗不服従 果、公務の運させた場合 イ 「重大な場合」 (7) 反抗不服後 定を生じた場合 イ 「可反抗、服徒を繰り返した場合 (4) 反抗不服後		果、公務の運営に重
(オ) 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合 イ 「軽微な場合」 暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴行を加えた又はった場合 (4) 殺意をもって暴行を加えた又はった。 となって暴行を加えた果、公務の運営にせた場合 (5) 暴をとした場合 (5) 暴行を加えた場合 (1) 解析を加えた場合 (1) 解析を加えた場合 (1) 解析でを加えた場合 (1) 操行を加えた場合 (1) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従 ア 「極めて電大な場合」 (7) 反抗不服従 果、公務の運営に主場合 イ 「重大な場合 イ 「重大な場合」 (7) 反抗不服従を繰り返した場合 (4) 反抗不服後を繰り返した場合		大な支障を生じさせ
を加え、傷害を負わせた場合 イ 「軽微な場合」 暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴 行を加えたス場合 (4) 殺意をもって暴行 を加えた場合 (4) 殺意をもった鬼、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 (5) 無婦合 (5) 無婦子を加えた、場合 (5) 無婦子を加えた場合 (6) 脅迫を関係を場合 (7) 暴行を加えた場合 (7) 暴行を加えた場合 (6) 脅迫をした場合 (7) 暴行をした場合 (7) 暴行をとした場合 (1) 育道をといる場合 (1) 存近不服従営に重大な支障を生じさせた場合 (2) 体のできせた場合 (3) 反抗不服従どでは大な支障を生じさせた場合 (4) 反抗不服後さした結果、公務の運送者に支障を生じさせた場合 (5) 反抗不服徒者といる場合 (6) 反抗不服後を繰り返した場合		た場合
世た場合 イ 「軽微な場合」 暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴行を加えた母。 (4) 殺意をもって暴行を加えた場合 (4) 殺意をもって暴行を加えた場合 (5) 暴行を加えた又は脅迫をした場合 (5) 無の運営に直大な支障を生じさせた場合 (5) 無の場合 (5) 無行を加えた場合 (6) 脅迫をした場合 (7) 暴行を加えた場合 (7) 暴行を加えた場合 (6) 脅迫をした場合 (7) 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じませた場合 イ 「重大な場合」 (方) 反抗不服従をとした結果、公務の運営に重大な支障を生じませた場合 イ 「重大な場合」 (方) 反抗不服従を繰り返した場合 (4) 反抗不服従を繰り返した場合		(オ) 侮辱的な虐待行為
イ 「軽微な場合」 暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴 行を加えた又は脅迫をした場合 (4) 殺意をもって暴行 を加えたを加えた又は 脅迫をしたは重大な支 障を生じさせた場合 (1) 毎頃をいまた。 場合 (1) 毎頃をした場合 (2) 毎何かな虐待行為 を伴い暴行を加えた場合 (4) 有迫をした場合 (5) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 (6) 「極めて重大な場合」 (7) 反抗不服従をしませた場合 (1) 反抗不服従をした結果、公務の運営によっ 文障を生じさせた場合 (1) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (1) 反抗不服従を繰り返した場合		を加え、傷害を負わ
暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴 行を加えた又は脅迫 をした場合 (4) 殺意を場合 (4) 殺意を場合 (5) 暴力をした事力を加えた又は 脅迫をしだまま、な支障を生じたまま、公務の運営させた場合 (4) 脅迫をした場合 (5) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従 ア 「極めで取させた場合 イ 「重大な場合」 イ 「重大な場合 イ 「重大な場合 イ 「「重大な場合」 (7) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (4) 反抗不服従をとした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (4) 反抗不服従を繰り返した場合		せた場合
わせた場合 (2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴 行を加えた又は脅迫 をした場合 (4) 殺意をもって暴行 を加えた場合 (5) 暴行を加えた又は 脅迫をした結果、公務の運営に重大な支 障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為 を伴い暴行を加えた場合 (エ) 侮祭行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (イ) 脅迫をした場合 (イ) 脅迫をした場合 (イ) 育止をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 及抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服後をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服後を繰り返した場合		イ 「軽微な場合」
(2) 暴行・脅迫 ア 「重大な場合」 (7) 刃物等を用いて暴 行を加えた又は脅迫 をした場合 (4) 殺意をもって暴行 を加えた場合 (5) 暴行を加えた又は 脅迫をした結果、公務の運営させた場合 (1) 侮辱的な虐待行為 を伴い暴行を加えた場合 (1) 無行をした場合 (1) 暴行をした場合 (1) 不服従 ア 「極めて重大な場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (7) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (4) 反抗不服従を繰り返した場合		暴行を加え、傷害を負
ア 「重大な場合」 (ア) 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合 (4) 殺意をもって暴行を加えた場合 (グ) 暴行を加えた又は脅迫をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従ア「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支管を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		わせた場合
(7) 刃物等を用いて暴 行を加えた又は脅迫 をした場合 (4) 殺意をもって暴行 を加えた場合 (5) 暴行を加えた又は 脅迫をした結果、公 務の運営に立た場合 (五) 侮辱のな虐待行為 を伴い暴行を加えた場合 (五) 毎額な場合」 (7) 暴行を加えた場合 (4) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 (7) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (4) 反抗不服従を繰り返 した場合		(2) 暴行・脅迫
行を加えた又は脅迫をした場合 (イ) 殺意をもって暴行を加えた場合 (ウ) 暴行を加えた又は脅迫をした結果、公務の運営させた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴い為子でを加えた場合 (エ) 解子を加えた場合 (エ) 解子を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従ア「極めて重大な場合」 反抗不服従ア「極めて重大な場合」 て対、不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		ア 「重大な場合」
をした場合 (イ) 殺意をもって暴行を加えた場合 (ウ) 暴行を加えた又は脅迫をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従ア「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ「重大な場合 (ブ) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を終り返した場合		(ア) 刃物等を用いて暴
(イ) 殺意をもって暴行を加えた場合 (ウ) 暴行を加えた又は 脅迫をした結果、公務の運営に重大な支 障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為 を伴い暴行を加えた 場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (4) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		行を加えた又は脅迫
を加えた場合 (ウ) 暴行を加えた又は 脅迫をした結果、公 務の運営に重大な支 障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為 を伴い暴行を加えた 場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (4) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		をした場合
(ウ) 暴行を加えた又は 脅迫をした結果、公 務の運営に重大な支 障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為 を伴い暴行を加えた 場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		(イ) 殺意をもって暴行
務の運営に重大な支 障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為 を伴い暴行を加えた 場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		<i>(, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </i>
障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従ア「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
(エ) 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (イ) 脅迫をした場合 (ス) 反抗不服従ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
を伴い暴行を加えた 場合 イ 「軽微な場合」 (7) 暴行を加えた場合 (4) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (7) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (4) 反抗不服従を繰り返 した場合		
場合 イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		
イ 「軽微な場合」 (ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(ア) 暴行を加えた場合 (イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		~~,
(イ) 脅迫をした場合 (3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		
(3) 反抗不服従 ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		, , , ,
ア 「極めて重大な場合」 反抗不服従をした結 果、公務の運営に重大な 支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結 果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		,
反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合イ「重大な場合」(ア)反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合(イ)反抗不服従を繰り返した場合		
果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合イ「重大な場合」(ア)反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合(イ)反抗不服従を繰り返した場合		
支障を生じさせた場合 イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
イ 「重大な場合」 (ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
(ア) 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
果、公務の運営に支障 を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返 した場合		
を生じさせた場合 (イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
(イ) 反抗不服従を繰り返した場合		
した場合		

	反抗不服従をした場合 (4) 暴言、名誉毀損又は 侮辱 ア 「極めて重大な場合」
	(ア)暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運
	営に重大な支障を生じさせた場合
	(イ) 不特定多数の者が
	容易に閲覧できる状 況で、上官等の名誉
	を著しく害し、又は 上官等を著しく侮辱
	した場合
	イ「重大な場合」(ア)暴言を吐き、名誉
	を害し、又は侮辱をした結果、公務の運
	営に支障を生じさせ た場合
	(イ) 公務中の上官等に
	対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱
	をした場合 (ウ) 不特定多数の者が
	容易に閲覧できる状 況で、上官等の名誉
	を害し、又は上官等
	を侮辱した場合 ウ 「軽微な場合」
	(ア) 暴言を吐いた場合(イ) 名誉を害した場合
	(ウ) 侮辱をした場合
	1 この処分基準は、隊員 がその職務上の権限又は 地位を違法に又は不当に

	重 大 な 場 合	重処分(減給を除く。)	利用して、次に掲げる行 為を行つた場合に適用す る。 (1) 人をして義務のない ことを行わせること。 (2) 人の権利を侵害する こと。 (3) その他職務上の権限 の範囲を著しく逸脱す
(3) 職権乱用	軽微な場合	停職の軽処分	ること。 2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、違反者の職務上の地位、階級等及び権限、被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、
	極めて軽微な場合	戒告	一応の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、権限行使又は地位利用の状況が悪質で、からいるである。である。である。のでは、ないのでは、ないのでは、ないないでは、は、ない場合をいる。である。である。である。である。である。である。である。である。である。であ

(4) 試験に 関する不	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	1 この処分基準は、受験 者、試験官又はその補助 者等である隊員が自衛隊 で行為を限した 正行為を行う高いで行為を 用する。 2 違又はになるより 第一次では、 違反が「なる」 のいずれに該明因、 違反が行為の原とは、 違反が行為の原と、 違反が行為の原と、 違反が行為の原と、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
正	軽微な場合	軽 処 分	大大で大きである。 で考慮して、の表面をするとするとするとのの表面である。 (1) 「重大な場合」とは、大変を表面である。 (1) 「重大な場合」とは、大変を表面である。 (1) 「重大な場合」を選重を表面である。 (2) 「重大な場合」に変数のである。 (3) 「重大な場合」に変数のである。 (4) 「重大なのである。 (5) 「重大な場合」に変数のである。 (6) 「重大な場合」に変数のである。 (7) 「重大なのである。 (8) 「重大ないる。 (9) 「重大なよのである。 (1) 「重大なよのである。 (1) 「重大ないる。 (2) 「重大なよのである。 (3) 「重大なよのにないる。 (4) 「重大なよのにないる。 (5) 「重大なよのにないる。 (6) 「重大なよのにないる。
故意	特別防衛秘密、	免職	1 この処分基準は、情報 の保全に関する違反行為 に係る懲戒処分等の基準 (平成 18 年 5 月 29 日防
場場	秘密、注意、部内限り	重 処 分 (減給を除く。)	人1第5092号) に規定する隊員が秘密漏えい等を行い、又は情報保全義務違反を行った場合並びに

		合	解禁	前の公表資料	軽処分以下		
		特別防衛	極めて 重大な場合	免職			
	秘索	公 瓦	秘密、特定	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)		
(5) 情報	秘密漏えい等	過失	秘密	軽微な場合	停職の軽処分		
保にす違る反		の場				極めて重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)
连汉		合秘密	秘密	重大な場合	軽 処 分 (戒告を除く。)		
				軽微な場合	戒告以下		
			注意	極めて重大な場合	停職の軽処分		
			(本) 部内限り	重大な場合	軽 処 分 (停職を除く。)		
			PK 9	軽微な場合	訓戒又は注 意		
		パソ		特別 防衛 私有パソ 秘密、 コン等で 特定 業務用デ 秘密 ータを取	重 処 分 (減給を除く。)		

- 情報管理者等義務違反を行った場合に適用する。
- (1) 「極めて重大な場合」 とは、注意義務を著し く怠り、又は、部内外 に及ぼす影響が著しく 大きい場合をいう。
- (2) 「重大な場合」とは、 注意義務を怠り、又は、 部内外に及ぼす影響が 大きい場合をいう。
- (3) 「軽微な場合」とは、 「重大な場合」に至ら ない場合」をいう。
- 3 「公表資料等」とは、 防衛省・自衛隊が部外へ 公表する情報で、文書、 電子データ、図画及び物 件をいう
- 4 「私有パソコン等」と は、私有パソコン及び私 有可搬記憶媒体をいう。
- 5 情報管理者等義務違反 は、情報保全の管理者等 の立場にある隊員が、そ

	コン・		り扱った が流出し なかった	秘密	停 重	職 処	の 分
情保養養	データ即	情報 の取 扱い	場合	注意、 部内 限り	停 軽	職処	の 分
違反	関連の義務違反		指定され た官品パ ソコン 外で 業 用データ	特简额完定	減 軽		の 分
			を取り扱った場合	秘密、 注意、 部内 限り	軽処(停職	匹分り 战を除	·
		官パコ等取い	官品パソ 官品可搬 体を許可 場から持 た場合	記憶媒なく職	停重又軽		の分は分
			私有に持って おない 合 私体ン 合	く職場 んだ場 記憶 以 記 記 い	訓又注		戒は意
		特別防衛	極めて重大な場	合	停重	職処	の 分

の指揮監督が不行届のため、秘密漏えい等及び情報保全義務違反が発生した場合に適用する。

	秘密、特定	重大な場合	停職の 軽処分
	秘密	軽微な場合	軽 処 分 (停職を除く。)
紛		極めて重大な場合	停職の 軽処分
失	秘密	重大な場合	減 給 の 軽 処 分
		軽微な場合	戒告以下
	注意、	極めて重大な場合	戒 告
	部内 限り	重大な場合	訓戒
		軽微な場合	注意
		極めて重大な場合	停職の 軽処分
	秘密、特定	重大な場合	減 給 の軽 処 分
誤	秘密	軽微な場合	戒告以下
破棄		極めて重大な場合	減 給 の軽 処 分
	秘密	重大な場合	戒 告
		軽微な場合	訓 戒 又 は 注 意
		文書等を許可な	

	特防秘、特秘別衛密 定密	く複製し、 文書等を れたしない。 文書等と 理するい。	指車に会 では できる	減軽	給処	
その他の義務違反	秘密	文書等に 等を 場合 保存 り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	しない を超過 を長期	軽(停職	処を除	
		大事 您 秒	極て大場合	重 (減給	処 を除	
		文書等を 許可なく 持ち出し た場合		停 軽	職 処	の 分
	特別		軽微な場合	減 軽	給 処	の 分
	秘、特秘定密	部内において所定の暗号をかけずに	て 重 大 な	停軽	職処	の 分
		文書又は 業務用デ	重大	減	給	の

	ータ AX・ 報等 を T に た は に た	合 解 微	軽 処 分
	文書等を	極て大場合	停職の 重処分
	許可なく持ち出した場合	重な場合	軽 処 分 (戒告を除く。)
秘名	<u>~</u>	軽微な場合	戒告以下
	部内において所号をかけず又は業務用でははデ	極て大場の重な合	減 給 の軽 処 分
	来傍用ア ータをF AX・電 報・メー ル等を使	な場合	戒告
	用して送信した場合	軽 微	訓 戒 又 は注 産
	個人情報ルを記録体を鍵の	した媒	

		個人情報	容器に保管しない場合		軽処分以下
			業務上知 保有個人 はない個 をみだり に知らせ	情報で 人情報 に他人	(停職を除く。)
		注意	文書等を	極て大場合	停 職 の 軽 処 分
		任、部限(個	持ち出し	重な合	軽 処 分 (停職を除く。)
		人情 報を 含		軽な合	訓 戒 又 は注
		む。)	業務用デ 一般回線 した場合		訓 戒 又 は
			文書等に を標記し 合		注意
情 管 者 義 違		壬)	· 	特防秘特秘	免職
	義務を		漏えい等	秘密	重 処 分 (減給を除く。)

著			 	
し く 怠			注意、 部内 限り	停 職 の 軽 処 分
った 場合		\°\} → \ \	特防秘特定等	重 処 分 (減給を除く。)
		パソコン ・データ 関連の義 務違反	秘密	停 職 の 重 処 分
		彻壁仪	注意、 部内 限り	軽 処 分 (戒告を除く。)
	情報 全 務 反		そ の 他 の 違反	軽 処 分 (停職を除く。)
		ψΛ H-	特防秘特秘	停 職 の 重 処 分
		紛失	秘密	停 職 の 軽 処 分
			注意、 部内 限り	戒 告
			特別防衛	停職の

		誤破棄	秘密、 特定 秘密	軽	処	分
			秘密	減 軽	給処	の 分
		マの仙 の	特防秘特秘	停 重	職処	の 分
		その他の 義務違反	秘密	軽 (戒告	処を除	
			注意、 部内 限り	減 軽	給処	の 分
	47/ 惊		特防秘特定密	停 重	職処	の 分
管理者	化省计	届えい等	秘密	停 軽	職処	の 分
日等の義務			注意、 部内 限り	軽 (停職	処 を除	
めを怠った			特別 防衛 秘密、 特定	軽(戒告	処を除	

場		秘密	
	パソコン ・データ 関連の義	秘密	減 給 の軽 処 分
保全 義務 違反	務違反	注意、 部内 限り	軽 処 分 (停職を除く。)
		その 他の 違反	戒告以下
		特简密、特密	減 給 の軽 処 分
	紛失	秘密	軽 処 分 (停職を除く。)
		注意、 部内 限り	戒告以下
	誤破棄	特防秘特秘	軽 処 分 (停職を除く。)
		秘密	戒告以下
		特別 防衛 秘密、 特定	減 給 の 軽 処 分

		この他の	秘密		
		その他の義務違反	秘密	軽 処 (停職を除	分 (そ。)
			注意、 部内 限り	戒	告
	秘密》	漏えい等	特防秘特秘	減 給軽 処	の分
			秘密	軽 処 (停職を除	分 <>。)
Andre			注意、 部内 限り	訓 又 注	戒 は 意
管理者等の義			特別秘等窓	軽 処 (停職を除	分 <>。)
務 を		パソコン・データ	秘密	戒	告
一応なした		関連の義 務違反	注意、 部内 限り	訓	戒は
が 不 十	情保義原		その 他の 違反	注	意
分	違反				

な場合		ψ\ H	-	特防秘特秘	戒	告						
		紛失	\$	秘密	∌u							
	誤破			注意、 部内 限り	訓 又 注	戒 は 意						
								誤破棄	55	特防秘特秘	訓又注	戒 は 意
				秘密								
		その他		特別 都 特 秘 特 秘	戒	告						
		義務違反		義務遅仅	我伤廷以		- - -	訓戒				
				注意、 部内 限り	又注	が は 意						
				めて 大な 合	停職6月]以上	1 この処分基準は、職場の関係において隊員が他の隊員に違法又は不当に					
			重場	大な 合	3月以」 6月未満		精神的若しくは肉体的苦 痛を与えるハラスメント 及び職場環境を悪化させ					

			停職	るハラスメントを行った
	パワー・ハ ラスメント	比較的 重大な 場合	1月以上 3月未満の 停職	場合に適用する。 2 パワー・ハラスメント とは、階級等の優位性を 背景に、職務の適正な範
		軽微な場合	6日以上 1月未満の 停職	囲を超えて隊員に精神的 ・身体的苦痛を与える、 又は職場環境を悪化させ る行為をいう。
		比較的 軽微な 場合	停職の軽処分	3 セクシュアル・ハラス メントとは、他の者を不快 にさせる職場における性的 な言動及び隊員が他の隊員 を不快にさせる職場外にお
		極めて 軽微な 場合	軽処分以下 (停職を除く。)	ける性的な言動をいう。 4 その他のハラスメント とは、パワー・ハラスメ ント及びセクシュアル・
		重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	ハラスメント以外のハラ スメントをいう。 5 違反態様が、「極めて重 大な場合」、「重大な場合」、 「比較的重大な場合」、「軽 微な場合」、「比較的軽微
(6) ハラス メント	セクシュア ル・ハラス メント	軽微な場合	軽 処 分	な場合」又は「極めて軽 微な場合」のいずれの場 合に該当するかは、違反 行為の内容、違反行為に 至る原因及び動機、違反 行為が生起した際の状況、 違反行為をした者(以下
		極めて 軽微な 場合	訓 戒 又は注意	「違反者」という。)及び 被害者の階級等、違反者 の職務上の権威又は権力、 被害者の被害の程度、部 内及び部外に及ぼす影響 等を考慮して判断するも
				のとするが、一応の基準

	重大な場合	重 処 分	は次のとおりである。 なお、違反態様が極め て重大な場合に当たる処 分基準については、免職 を基本とする。また、被
その他のハ ラスメント	軽微な場合	軽 処 分	害者が精神的な被害を受けた際の処分量定については、その原因となった違反者の精神的な攻撃、その他の心理的負荷とな
	極軽場の	訓又は注意	一大大大 (1) では、

せた場合 (オ) 身体機能等に深 刻な後遺障害が残 る程度の傷害を負 わせた場合 (カ) 複数回又は長期 間にわたり暴行を 加え、傷害を負わ せた場合 イ「重大な場合」 (ア) 全治1週間以上 1か月未満の傷害 又はこれに相当す る傷害を負わせた 場合 (イ) 身体機能等に後 遺障害が残る程度 の傷害を負わせた 場合 (ウ) 精神疾患又はこ れに相当する症状 を発症させた結 果、被害者の服す る職務の程度に制 限が生じた場合 (エ) 複数回又は長期 間にわたる暴行を 加えた場合 「比較的重大な場 ウ 合」 (7) 全治1週間未満 の傷害又はこれに 相当する傷害を負 わせた場合 (イ) 精神疾患又はこ れに相当する症状 を発症させた結 果、被害者の服す

る職務の程度に	- I
定の制限が生じ	
(ウ) 平手打ち (袴	· ·
回)、殴打、足	
り、投げる等の	
エ「軽微な場合」	
「	同
程度)、足を踏	
つける等の暴行	· ·
加えた場合	-
(イ) 精神疾患又は	- -
れに相当する症	
を発症させた場	-
(ウ) 職場環境を著	
果、公務の運営	
一	
	. / _
場合	· 十日
オー「比較的軽微な	. 勿
合」 (ア) 胸ぐらをつ	
む、壁に押し付	
る等の傷害に至	
	_
可能性が極めて	
いと認められる	
行を加えた場合	
(イ) 人間関係から	
切り離しに至る	
たる原因となっ	· /~
場合	- 44
(ウ) 日常的に威圧	1
な言動をするこ	
で職場環境を著	
く悪化させた場	
カ「極めて軽微な	湯
合」	J
(ア) 過大又は過少	な

		業場の (4) 度個合 (5) よし合 を 物 (4) 度個合 (5) よし合 を 物 (5) を の (5) を の の (6) よし合 を の (7) を の (7) を の (8) を の (8) を の (8) を の (8) を の (9)
		いう。
致 重大な場合	停 職 の 重 処 分	1 この処分基準は、隊員 がその公務の遂行上過失 により人を傷害し、又は 死亡させた場合(他の違

								反態様に該当する場合を 除く。) に適用する。
(, , , , , , ,	(7) 公務上 過失傷害 致死	死	轁	経微な場合	軽り	Л :	分	2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」 のいずれに該当するかは、 公務の遂行上必要な注意 義務違反の程度、被害の 程度及び部内外に及ぼす
致死		傷	重	主大な場合	軽り	Л :	分	影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、公務の遂行上必要な注意義務を著しく怠つた
		害	轁	経微な場合	戒 告	以	下	思義房を看しく思うた 場合で、かつ、部内外 に及ぼす影響が大きい 場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、 「重大な場合」に至ら ない場合をいう。
		通常なす		極めて 重大な 場合	免 又は		職 任	1 この処分基準は、隊員 が職務を怠り、又は隊員 が職務遂行上要求される 注意義務を欠いたため職
		べき義を著したった。	_<	重大な 場合	停 車 車 如		の 分	務を不適正に処理した場合(他の違反態様に該当 する場合を除く。)に適用
		合		軽微な場合			の 分	する。 2 違反態様が「極めて重 大な場合」、「重大な場合」
				極めて 重大な 場合		~	の 分	又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違 反行為の原因、動機及び
の注意	の注意義 務 違 反		なす 義務 った	重大な場合		•	の 分	状況等、職務の種類及び 内容等、違反者の地位及 び階級等並びに部内外に 及ぼす影響等を考慮して

怠慢を含む。)		軽微な場合	減 給 の 軽 処 分	判断するものとするが、 一応の基準は次のとおり である。 (1) 「極めて重大な場合」
	通常なすべき義務	極めて 重大な 場合	停職の軽処分	(1) 「極めて重大な場合」 とは、職務の遂行上特 に重大な影響を及ぼし、 かつ、部内外に及ぼす 影響が特に大きい場合
	を一応な したが不 十分な場	重大な 場合	減 給 の軽 処 分	をいう。 (2) 「重大な場合」とは、 職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部
	合 - - - - -	軽微な場合	戒告以下	内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、 「重大な場合」に至らない場合をいう。
(9) 政治的 行為の制	重大な場合		重 処 分 (減給を除く。)	1 この処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定に違反した場合に適用する。 (1) 隊法第61条(政治的行為の制限) (2) 隊法第64条(団体の結成等の禁止) 2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するがは、
限等の違 反	軽微な	場合	軽 処 分	は、違反行為の内容及び結果、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質

			であり、かつ、部内外 に及ぼす影響が大きい 場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、 「重大な場合」に至ら ない場合をいう。
(10) 私企業 への関与 制限等の	重 大 な 場 合	重処分(減給を除く。)	1 この処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定に違反した場合に適用する。 (1) 隊法第 60 条第 2項(国又は地方公共団体への兼職) (2) 隊法第 60 条第 3項(自己の職務以外で類と地方公共団体へ下支給) (3) 隊法第 62 条第 1項(私企業からの隔離) (4) 隊法第 63条(他の職
違反	軽微な場合	軽 処 分	(私企業からの隔離) (4) 隊法第63条(他の職 又は事業の関与制限) (5) 隊法第65条の2第1 項(他の隊員についての依頼等の規制) (6) 隊法第65条の3第1 項(在職中の求職の規制) (7) 隊法第65条の4第1 0項(再就職者による依頼等の規制) 2 違反態様が「重大な局」のな頼等の規制) 2 違又は「軽微な場合」、違反は「軽微な場合」、違反が結果、違反が表の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影

			響等を考慮して判断する ものとするが、一応の基 準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、 違反行為の内容が悪質 であり、かつ、部内外 に及ぼす影響が大きい 場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、 「重大な場合」に至ら ない場合をいう。
	20 日以上	免職	1 この処分基準は、隊員 が正当な理由がなく欠勤 した場合に適用する。
(11) 正当な	6 日以上19 日以内	停職の重処分	2 「正当な理由のない欠 勤」とは、正当な理由が なく勤務場所につかない
理由のない欠勤	1 日以上5 日以内	停職の軽処分	こと、又は正当な理由が なく勤務場所を離れるこ
	1 日 未 満	減給1月 1/15以下	とをいう。
(12) 不 正	外 出 等	軽 処 分	1 この処分基準は、指定 場所に居住する義を基地 等からの場合にある。 等からの処分基準は、 部外がある。 の処分基準は、 部外がある。 の処分基準は、 部外がある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で

				正規の方法(外出証等の 不正使用を含む。)によら ないで基地等から外出す る行為をいう。 3 基地等とは、航空自衛 隊の部隊又は機関が所在 する施設(教育訓練等の 場合に設営される野営地 及び宿営地を含む。)をい う。
(13)帰(着)	隊時隔	艮遅延	減給1月1/15以下	この処分基準は、指する 下にする 大田 に は な で が で が で が で が で が で が で が で が で が で
	改変	警務手帳	16 日以上の 停 職	この処分基準は、隊員が 次に掲げる行為を行つた場 合に適用する。 1 身分証明書及び警務手
(14) 身分証	等	身分証明書	6 日以上 15 日以下の 停 職	1 タカ証明書及び書榜子 帳の改変又は偽造 2 自己の身分証明書及び 警務手帳の貸与又は他人 の身分証明書及び警務手
明書又は 警務手帳 の改変等	不正	警務手帳	6 日以上 15 日以下の 停 職	帳の不正使用(不正外出 等における身分証明書の 不正使用を除く。)

ı		Ī	1	Ī			9 中八計明書 T. 小数水 工
		使用	身分証明書	減 軽	給処	の 分	3 身分証明書及び警務手 帳の亡失
		亡	警務手帳	戒		告	
		失	身分証明書	訓知注	成 又	は 意	
	(15) 服装違	階 級	章の乱用	軽(戒告	処 計を除		この処分基準は、隊員が服装違反した場合に適用する。
	反	その他の服装違反		戒 -	告 以	、下	

2 物件の取扱いに関する違反

違 反 態 様			処分基準	適用基準等
	遺 棄 •	重大な場合	免職	1 この処分基準は、隊員が自衛 隊の保有する武器を遺棄し、隠 匿し、亡失し、又は損壊した場 合に適用する。
	· 隠 匿	軽微な場合	16 日以上の 停 職	2 「武器」とは、火器、火薬 類、刀剣類その他直接人を殺傷し、 又は武力闘争の手段として物を破 壊することを目的とする機械、器
	亡	重大な場合	重 処 分 (減給を除 く。)	具及び装置等をいう。 3 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、武器の種類、亡失
(1) 武器の 損壊等	失	軽微な場合	減 給 の軽 処 分	回りるかは、氏器の種類、上来 及び損壊にあつては注意義務違 反の程度、損壊にあつてはその 程度並びに部内外に及ぼす影響 等を考慮して判断するものとす
	損	重大な場合	重 処 分 (減給を除	る。 4 不法領得の意志で隠匿した場

			<.)	合は、公金又は官物の不法領得 の違反態様の処分基準を適用す
	壊	軽微な場合	軽処分以下	るものとする。 5 「損壊」とは、武器を物理的 に破壊し、又はその武器の効用 を損なうことをいう。
	遺棄・隠匿	重大な場合	重 処 分 (減給を除 く。)	1 この処分基準は、隊員が自衛 隊の保有する物件を遺棄し、隠 匿し、亡失し、又は損壊した場 合(他の違反態様に該当する場
		軽微な場合	停職の 軽処分	合(他の違反態様に該当する場合を除く。)に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、物件の種類、亡失
(2) 自衛隊 物件の損	亡	重大な場合	停職の重処分	及び損壊にあつては注意義務違 反の程度、損壊にあつてはその 程度並びに部内外に及ぼす影響 等を考慮して判断するものとす
物件の損 壊等 	失	軽微な場合	軽処分以下 (停職を除 く。)	る。 3 不法領得の意志で隠匿した場合は、公金又は官物の不法領得の違反態様の処分基準を適用す
	損	重大な場合	重 処 分	るものとする。 4 「損壊」とは、物件を物理的 に破壊し、又はその物件の効用 を損なうことをいう。
	壊	軽微な場合	軽処分以下 (停職を除 く。)	で頂はノことでいり。
(3) 公務上 過失に基 づく自衛 隊物件以	重力	てな場合	軽 処 分 (停職を除 く。)	1 この処分基準は、隊員が公務 の遂行上過失により自衛隊の保 有する物件以外の物件を損壊し た場合(他の違反態様に該当す る場合を除く。)に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又 は「軽微な場合」のいずれに該

外の物件の損壊	軽微な場合	訓 戒 又は注意	当するかは、損壊の程度、注意 義務違反の程度及び部内外に及 ぼす影響等を考慮して判断する ものとする。
	極めて重大な場合	停職3月 以 上	1 この処分基準は、隊員が自衛 隊車両等の運行に当たって法令 又は職務上の義務に違反した場 合に適用する。
(4) 自衛隊	重大な場合	16 日以上 3月未満の 停 職	2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいず
車両等の運行に関する違反	比較的重大な場合	6 日以上 15日以下の 停 職	れに該当するかは、違反行為の 内容及び結果、違反者の地位及 び階級等並びに部内外に及ぼす 影響等を考慮して判断するもの
	軽 微 な 場 合	軽 処 分	とするが、一応の基準は次のと おりである。 (1) 「極めて重大な場合」 ア 飲酒運転の場合(身体に
	極めて軽微な場合	訓 戒 又は注意	道路交通法施行令で定める 程度以上にアルコールを保 有する状態と推定されるも のを含む。)
			イ 故意の無免許運転の場合 ウ ひき逃げの結果、重傷又 は死亡を伴う場合 (2) 「重大な場合」 ア ひき逃げの場合 イ 過失の無免許運転の場合 ウ 無許可運転の結果、重傷 又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過30 km/h 以上(高速自動車国道等に おいては40 km/h 以上)

は死亡を伴う場合

- (3) 「比較的重大な場合」
 - ア あて逃げの場合
 - イ 無許可運転の結果、軽傷 又は物損を伴う場合
 - ウ 最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満(高速 自動車国道等においては2 0 km/h 以上40 km/h 未 満)の速度違反の結果、重 傷又は死亡を伴う場合
 - エ 最高速度超過30 km/h 以上(高速自動車国道等に おいては40 km/h 以上) の速度違反の結果、軽傷又 は物損を伴う場合
- (4) 「軽微な場合」
 - ア 無許可運転の場合
 - イ 最高速度超過30 km/h 以上(高速自動車国道等に おいては40 km/h 以上) の速度違反の場合
 - ウ 最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満(高速 自動車国道等においては2 0 km/h 以上40 km/h 未 満)の速度違反の結果、軽 傷又は物損を伴う場合
 - (5) 「極めて軽微な場合」
 - ア 不在放置
 - イ 最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満(高速 自動車国道等においては2 0 km/h 以上40 km/h 未 満)の速度違反の場合
- 3 「最高速度」とは、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その

			速度、その他の道路においては 政令で定める最高速度をいう。 4 「軽傷」とは、全治30日未 満、「重傷」とは全治30日以 上をいう。
(5) 自衛隊 航空機の	重大な場合	重 処 分 (減給を除 く。)	1 この処分基準は、隊員が自衛 隊の使用する航空機の運航にあ たつて、法令又は職務上の義務 に違反した場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又 は「軽微な場合」のいずれに該
運航に関する違反	軽微な場合	軽処分以下	当するかは、違反行為の内容及び結果並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。
	重大な場合	重 処 分 (減給を除 く。)	た場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」、「比 較的重大な場合」又は「軽微な 場合」のいずれに該当するかは、
(6) 失火	比較的重大な場合	停職の軽処分	失火の原因及び状況並びに損害 及び公共に及ぼす危険の程度等 を考慮して判断するものとする が、一応の基準は次のとおりで ある。 (1) 「重大な場合」とは、損害 額が大きい場合で、かつ、公 共に及ぼす危険の程度の大き
	軽微な場合	軽 処 分 (停職を除	い場合をいう。 (2) 「比較的重大な場合」とは、 損害額が大きい場合又は公共 に及ぼす危険の程度が大きい 場合をいう。

⟨ ∘)	(3) 「軽微な場合」とは、「比
	較的重大な場合」に至らない
	場合をいう。

3 金品の取扱いに関する違反

違 反	文 態 様	処分基準	適用基準等
	重大な場合	免職	1 この処分基準は、隊員が収賄 又はその他寄付金強要等の行為 を行つた場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」、「軽 微な場合」又は「極めて軽微な 場合」のいずれに該当するかは、 わいろ等の内容、職務上の不正 の程度、違反者の地位及び階級 並びに部内外に及ぼす影響等を 考慮して判断するものとおりで ある。
(1) 収賄等	軽微な場合	停重処の分	の(1) 「重大な場合」とは、次に 掲げる場合を受けり、要素とは、次に 掲げる場合を受けり、要素とし、での行為をできまし、での行為をできませいのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいる。 (2) 「軽微取ので、そのかので、そのかり、で、そのかり、で、そのかり、ないのから、ののは、というのは、というのは、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というの場合に、というのは、というは、というは、というは、というは、というは、というは、というは、という

	極めて軽微な場合	軽 処 分	が軽度の供応又は小額の贈与物の場合をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
(2) 業務上	重大な場合	免職	1 この処分基準は、隊員が業務 上自己の占有する他人の財物を 不法に領得した場合(他の違反 態様に該当する場合を除く。) に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又
横領	軽微な場合	停職の 軽処分	は「軽微な場合」のいずれに該 当するかは、違反行為の動機及 び状況、損害の程度、違反者の 地位及び階級等並びに部内外に 及ぼす影響等を考慮して判断す るものとする。
	重大な場合	免職	1 この処分基準は、隊員が次に 掲げる行為を行つた場合(他の 違反態様に該当する場合を除 く。)に適用する。 (1) 公金又は官物の窃取 (2) 公金又は官物の詐取
(3) 公金又 は官物の 不法領得	軽微な場合	停職の重処分	(3) 公金又は官物の横領 (4) 公金又は官物の一時借用 2 違反態様が「重大な場合」、「軽 微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、 公金にあつてはその額、官物にあつてはその種類及び経済的価
	極めて軽微な場合	軽 処 分	値の多寡並びに部内外に及ぼす 影響等を考慮して判断するもの とする。 ただし、公金又は官物の一時 借用でその額又は経済的価値が 特に少ない場合は、「極めて軽

4 私的行為に関する違反

違 反	え 態 様	処分基準	適用基準等			
(1) 窃盗	重大な場合	免職	1 この処分基準は、隊員が次に 掲げる行為(以下「窃取等」と いう。)を行つた場合に適用す る。 (1) 公金又は官物以外の財物 (以下「財物」という。)の 窃取 (2) 財物の詐取 (3) 財物のかつ取 (4) 財物の単純横領 (5) 財物の一時使用			
詐 欺・・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・り・りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり<td>軽微な場合</td><td>停 職 の 分</td><td colspan="4">2 違反態様が「重大な場合」、「東微な場合」又は「極めて軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは損害の有無及び程度、違反者の階級等、違反行為の内容並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、際しての品位を著しく傷にないる。</td>	軽微な場合	停 職 の 分	2 違反態様が「重大な場合」、「東微な場合」又は「極めて軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは損害の有無及び程度、違反者の階級等、違反行為の内容並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、際しての品位を著しく傷にないる。			
	極めて軽微な場合	軽 処 分	く失墜する場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「 大な場合」には至らないが 取等の額が低い場合、違反 為の内容が悪質ではない場 又は財物を一時使用した場 をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは 価額の極めて低い財物又は 有離脱した財物の窃取等を			

					う。
		傷	極めて重大な場合	停職6月以上	1 この処分基準は、隊員が1の 表(2)の項に示す「上官等及 び特別勤務者に対する反抗不服 従等 又は1の表(6)の項に
		<i>\(\phi \)</i>	重大な場合	3月以上 6月未満 の停職	示す「パワー・ハラスメント」 に当たらない傷害、暴行又は脅 迫に当たる違反行為を行つた場 合に適用する。
(2) 傷	害	害	比較的 重大な場合	1月以上 3月未満 の停職	2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「比較的重大な場合」、「比較的重大な場合」、「比較的軽微な場合」又は「極めて
、 暴 又 脅			軽微な場合	6日以上 1月未満 の停職	軽問程版な場合」では「極めて 軽微な場合」のいずれに該当す るかは、違反行為の内容、悪質 性及び手段、違反行為に至る原 因及び動機、違反行為が生起し
		暴行	極めて重大な場合	停職 3月以上	た状況、結果の程度、部内及び 部外に及ぼす影響等を考慮して 判断するものとするが、一応の
		又は脅	重大な場合	1月以上 3月未満 の停職	基準は次のとおりである。 なお、違反態様が極めて重大 な場合に当たる処分基準につい
		迫	軽微な場合	6日以上 1月未満 の停職	ては、免職を基本とする。(1) 傷害ア 「極めて重大な場合」(7) 刃物等を用いて傷害を負わせた場合
			比較的 軽微な場合	停職の 軽処分	(イ) 身体機能等に深刻な 後遺障害が残る程度の 傷害を負わせた場合
			極めて軽微な場合	軽処分以下 (停職を除 く。)	(ウ) 一方的に又は民間人 に対し暴行を加え、重 傷を負わせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を 伴う暴行を加え、傷害 を負わせた場合

- (オ) 複数回又は長期間に 渡り暴行を加え、傷害 を負わせた場合 イ「重大な場合」 (ア) 口論等のけんかを契 機に暴行を加え、重傷 を負わせた場合 (イ) 一方的に又は民間人 に対し暴行を加え、全 治1週間以上1か月未 満の傷害又はこれに相 当する傷害を負わせた 場合 (ウ) 身体機能等に後遺障 害が残る程度の傷害を 負わせた場合 ウ 「比較的重大な場合」 (ア) 口論等のけんかを契 機に暴行を加え、全治 1週間以上1か月未満 の傷害又はこれに相当 する傷害を負わせた場 合 (イ) 一方的に又は民間人 に対し暴行を加え、全 治1週間未満の傷害又 はこれに相当する傷害 を負わせた場合 エ 「軽微な場合」 口論等のけんかを契機に 暴行を加え、全治1週間未 満の傷害又はこれに相当す る傷害を負わせた場合 (2) 暴行又は脅迫 ア 「極めて重大な場合」
- - (ア) 刃物等を用いて暴行 を加えた又は脅迫をし た場合

- (イ) 侮辱的な虐待行為を 伴う暴行を加えた場合 (ウ) 長期間にわたり複数 の手段を用いて執拗に 脅迫をした場合
- イ「重大な場合」
 - (ア) 道具(刃物等を除く。) を用いて暴行を加えた 場合
 - (イ) 一方的に又は民間人に対し平手打ち(複数回)、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合
 - (ウ) 複数回若しくは長期 間にわたり暴行を加え た又は脅迫をした場合
- ウ 「軽微な場合」
 - (ア) 口論等のけんかを契機に平手打ち(複数回)、 殴打、足蹴り、投げる 等の暴行を加えた場合
 - (イ) 一方的に又は民間人 に対し平手打ち(1回 程度)、足を踏みつける 等の暴行を加えた場合
- エ 「比較的軽微な場合」
 - (ア) 口論等のけんかを契機に平手打ち(1回程度)、足を踏みつける等の暴行を加えた場合
 - (イ) 一方的に又は民間人 に対し胸ぐらをつかむ、 壁に押し付ける等の暴 行を加えた場合
- オ 「極めて軽微な場合」
 - (ア) 口論等のけんかを契 機に胸ぐらをつかむ、

			壁に押し付ける等の傷 害に至る可能性が極め て低いと認められる暴 行を加えた場合 (イ) 脅迫の程度が軽微な 場合 (ウ) 被害者に向けられた 違法な有形力が身体に 作用しなかった場合
	致	重大な場合	減 給 の 1 この処分基準は、隊員が過失 により傷害又は傷害致死の行為 重 処 分 を行つた場合に適用する。
(3) 過失傷	死	軽微な場合	は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、過失の程度、傷害軽処分の程度及び部内外に及ぼす影響
害致死	傷	重大な場合	等を考慮して判断するものとする。(停職を除く。)
	害	軽微な場合	訓戒又は注意
	極めて	て重大な場合	1 この処分基準は、隊員が自衛 停職3月 隊車両以外の自動車、原動機付 以 上 自転車(以下「自動車等」とい う。)又は自転車で悪質な交通
	重大	たな場合	法規違反を行った場合に適用する。16日以上2 違反態様が、「極めて重大な3月未満の場合」、「重大な場合」、「比較的停職重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいず
(4) 私有車 両運転に			れに該当するかは、違反行為の 内容及び結果、損害のてん補の

伴う悪質 な交通法 規違反	比較的重大な場合	15 日以下の 停 職	状況並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。
	軽微な場合	軽 処 分	(1) 「極めて重大な場合」 ア 自動車等による飲酒運転 の場合(身体に道路交通法 施行令で定める程度以上に アルコールを保有する状態
	極めて軽微な場合	訓 戒又は注意	と推定されるものを含む。) イ 故意の無免許運転の結果、重傷又は死亡を伴う場合 ウ 自動車等によるひき逃げの結果、重傷又は死亡を伴う場合
			(2) 「重大な場合」 ア 過失の無免許運転の結 果、重傷又は死亡を伴う場 合
			イ 最高速度超過30 km/h 以上(高速自動車国道等に おいては40 km/h 以上) の速度違反の結果、重傷又 は死亡を伴う場合
			ウ 自動車等によるひき逃げの場合エ 自転車によるひき逃げの 結果、重傷又は死亡を伴う場合
			 (3) 「比較的重大な場合」 ア 無免許運転の場合 イ 最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満(高速自動車国道等においては20 km/h 以上40 km/h 未
			満)の速度違反の結果、重傷又は死亡を伴う場合

		伴自動合 本 場合 で
極めて軽微な	停 職 3月以上	としての品位を傷つける行為又 は自衛隊の威信を失墜するよう

		場合		な過度の飲酒、とばく又は破廉 恥行為等を行つた場合に適用す る。
	わいせ つな行 為	重大な 場合	6 日以上 3 月未満 の 停 職	2 わいせつな行為とは、通常の 者が性的に嫌悪感や羞恥心を抱 き、性秩序を乱すような行為を いう。 3 他の私行上の非行とは、わい せつな行為以外で隊員が隊員と
(5) 私行上 の非行		軽微な場合	軽 処 分	しての品位を傷つけ又は自衛隊 の威信を失墜する私的非行をい う。 4 違反態様が「極めて重大な場 合」、「重大な場合」又は「軽微
	他の私の	重大な場合	重 処 分 (減給を除 く。)	な場合」のいずれに該当するかは動機、違反行為の種類及び結果、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、 隊員としての品位を傷つける
	行上の 非行	軽微な場合	軽処分以下	程度及び自衛隊の威信を失墜 する程度が大きい場合をい う。 (2) 「重大な場合」とは、隊員 としての品位を傷つける程度 又は自衛隊の威信を失墜する 程度が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重 大な場合」に至らない場合を いう。

5 指揮監督上の義務違反

	違	建 反	態	様	処分基準	適	用	基	準	等	
--	---	-----	---	---	------	---	---	---	---	---	--

	指揮監 督者とし	極めて 重大な 場 合		処 分 給を除
指義監督	て通常な すべき義 務を著し く怠つた	重大な場合	停 軽 ダ	哉 の 少
	場合	軽微な場合		命の処分
	指揮監 督者とし	極めて 重大な 場 合	停 軽 匆	哉 の 分
	e て す み を ま き た 場 合	重大な場合		命の処分
		軽微な場合	戒	告
	督てす務な不場指者通べをし十合	極めて 重大な 場 合		治の 分
		重大な場 合	戒	告
		軽微な	訓	戒

- 1 この処分基準は、指揮監督 の立場にある隊員がその指揮 監督の不行き届きのため、部 下隊員の行つた次に掲げる事 故が発生した場合に適用する。
 - (1) 汚職
 - (2) 金銭業務に関する不正
 - (3) 武器の損壊等
 - (4) 秘密漏えい
 - (5) 火災
 - (6) その他重大な事故
 - 2 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、事故の内容及び部内外に及ぼす影響を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。
 - (1) 「極めて重大な場合」とは、事故の内容が隊務の遂行に極めて重大な影響を及ぼし、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。
 - (2) 「重大な場合」とは、事故の内容が隊務の遂行に重大な影響を及ぼし、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。
 - (3) 「軽微な場合」とは、「重 大な場合」に至らない場合 をいう。
 - 3 この基準は、指揮監督上の 直接責任者に対する処分基準 を示したものであり、指揮監 督上の間接責任者に対して処 分の必要がある場合は、直接 責任者に対する処分との均衡 を考慮して行うものとする。

	場合	又は注意	